

県北広域振興局長告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成28年6月3日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0371300567	株式会社かんきょう	株式会社かんきょう二戸営業所	二戸市金田一字上田面222番地8	平成28年6月1日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0371300567	株式会社かんきょう	株式会社かんきょう二戸営業所	二戸市金田一字上田面222番地8	平成28年6月1日